



～ 輸入食品の安全性と検査 ～

日本の令和4年度食料自給率はカロリーベースで約40%と低く、食料の安定確保のためには輸入食品に頼らざるを得ない状況です。しかし2008年1月、中国産冷凍食品への農薬混入事案が発生し、輸入食品の安全性は大きく揺らぎました。皆さんも店頭で輸入食品と国産品が並んでいると、値段が高くても国産品に手が伸びてしまうのではないのでしょうか。とはいえ、日常生活の中で輸入食品を避けて通ることはかなり困難です。では輸入食品の安全対策はどのようになっているのでしょうか？

①輸出国対策

日本の規制にあった生産・製造・加工等の管理、輸出国政府による衛生証明書の発行（食肉、食肉製品、フグ等）、輸出前検査等

②輸入時対策

輸入の都度、**厚生労働大臣への届出**（義務）

↓

検疫所による**届出内容の確認**（食品衛生法規格基準等に適合するものであるか）

↓

検査での確認

- 命令検査：法違反の可能性が高い食品等について、輸入の都度実施を命じる検査
→検査結果判明まで輸入不可
- モニタリング検査：必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年計画に基づいて実施する検査
→検査結果の判明を待たずに輸入可能
- 指導検査等：農薬や添加物等の使用状況や違反情報を参考に、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が初回輸入時や定期的な実施を指導する検査等
→検査結果判明まで輸入不可

*野菜、食肉については、植物検疫、動物検疫なども受ける必要があります。

食品衛生法違反と判断された場合は輸出国への積戻しや廃棄等の措置が取られます。

③国内対策

都道府県等で流通食品等の収去（抜き取り）検査

このように輸入食品の安全は3つの対策で確保されています。

安全の確保された食品ですので、私たち消費者も購入したものは適切な条件で管理し、食品ロスの無いように消費していきましょう。



※検査に関するご相談・お問い合わせ先

公益財団法人北九州生活科学センター

北九州本所

福岡事業所

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 1-4 〒812-0044 福岡市博多区千代 1-2-4 福岡生活衛生食品会館 4F

TEL:093-881-8282 FAX:093-881-8333 TEL:092-642-1001 FAX:092-642-1002